

都道府県医師会 医師の働き方改革担当理事連絡協議会



理事 涌波 淳子

都道府県医師会
医師の働き方改革担当理事連絡協議会

【次 第】

日時：令和3年11月19日(金)
13時～15時

場所：オンライン開催
(日本医師会から配信)

司会：日本医師会 常任理事 松本 吉郎

1. 開会

2. 挨拶

日本医師会 会長 中川 俊男

3. 議事

- 1) 医師の働き方改革に関する議論の経緯について
日本医師会 常任理事 城守 国斗
- 2) 医師の働き方に関する各種事業の取組について
日本医師会 常任理事 松本 吉郎

3) 協議

4. 総括

日本医師会 副会長 今村 聡

5. 閉会

令和3年11月19日にオンラインにて上記連絡協議会が開催されました。

今回の主なポイントは

- ①時間外・休日労働が年960時間を超える医師に関する医師労働時間短縮計画作成については、「2023年度末までに都道府県等への提出義務」が「2023年度末(2024

年3月)までは努力義務」となった事が報告されました。留意点としては、連携B、B、C水準(つまりA水準以外)を予定している医療機関は、評価センター受審前までに2024年度以降の時短計画案(取り組み実績と2024年度以降の取組目標)を策定する必要があるという事でした。

- ②「連続勤務時間制限・インターバル規制等」に関しては、連携B、B、C水準においてその業務の対象者のみは義務で、その他の医師に関しては努力義務であり、「時間外労働100時間以上の医師に関する面接指導、就業上の措置」に関しては、すべての水準において義務となっており、それらは、年に一度の医療監視でチェックすることになります。連続勤務時間制限と勤務間インターバルに関しては、「宿日直許可」の有無によってかなり厳しさが異なるので、できるだけ早めに対策をとらなければなりません。一人一人の医師のシフト表を作成するのはとても複雑なので、厚労省がアプリ作成を検討していると報告がありました。時間外労働100時間以上者への面接指導実施医師は、産業医または講習を受けた医師となっており、日本医師会がその講習の準備を行うとの事でした。

- ③「医療機関勤務環境評価センター」に関しては、日本医師会が厚労省からの指定を受ける予定で、評価にあたっては、医療サーベイヤー(医師)および労務管理サーベイヤー(社労士)を養成するところから始まります。各

県医師会から指定数の医療サーベイヤーの推薦をしてもらい（沖縄県は2名）、オンデマンド研修会を始める予定となっています。審査承認までには、各医療機関からの申請書類が提出されてから約6か月はかかると想定され、2024年4月施行に向けて、早めの対応が必要となります。書面審査だけでは評価できない場合は、訪問審査も必要となってくるので、各都道府県に設置されている「医療機関勤務環境改善センター」にも相談し、十分な準備をお願いします。

の3点でした。医師の働き方改革に関しては、コロナ禍であっても「もう待たなし」という状況です。詳細な情報に関しては、沖縄県医師会ホームページにも載せておりますので、各医療機関はしっかりと情報を集めながら、進めていっていただくようお願いいたします。

お知らせ

文書映像データ管理システムについて（ご案内）

さて、沖縄県医師会では、会員へ各種通知、事業案内、講演会映像等の配信を行う「文書映像データ管理システム」事業を平成23年4月から開始しております。

また、各種通知等につきましては、希望する会員へ郵送等に併せてメール配信を行っております。

なお、「文書映像データ管理システム」（下記URL参照）をご利用いただくにはアカウントとパスワードが必要となっており、また、メール配信を希望する場合は、当システムからお申し込みいただくことしております。

アカウント・パスワードのご照会並びにご不明な点につきましては、沖縄県医師会事務局（TEL098-888-0087 担当：宮城・國吉）までお電話いただくか、氏名、医療機関名を明記の上 omajimusyo@okinawa.med.or.jp までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

○「文書映像データ管理システム」

URL： <https://www.documents.okinawa.med.or.jp/Dshare/header.do?action=login>

※ 当システムは、沖縄県医師会ホームページからもアクセスいただけます。

